

海辺委員、富樫委員、埴岡委員
本田委員、三成委員

2007年5月1日

がん対策推進協議会会長 堀添忠夫様

がん対策推進協議会委員
海辺陽子、富樫美佐子、埴岡健一、本田麻由美、三成一琅

がん対策推進協議会 追加意見の提出について

がん対策推進協議会会長の重責を担っていただき、誠にありがとうございます。さて、5月1日が期限となっておりました5月7日協議会のための意見書について、追加提出をさせていただきます。よろしくお取り計らいのほど、よろしくお願ひ申し上げます。

記

がん対策推進基本計画への私たち5人の意見として、次ページ以降の「がん対策推進基本計画（たたき台）」を、提出いたします。協議会においてご審議いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○がん対策推進基本計画（たたき台）（計7ページ）

本文（3ページ）

別表：実施すべき対策の内容と実施主体及びその目標の一覧（3ページ）

付表：対象となるスタッフ（1ページ）

がん対策の推進に関する基本的な計画（たたき台）

■目 次

1. 目 的
2. 根拠法令
3. 計画期間
4. 中間評価年度
5. 計画内容
6. 進行管理
7. 次期計画

■別 表

■資 料

- ・ がん対策基本法
- ・ 第三次対がん10か年総合戦略、
- ・ がん医療水準均てん化の推進に関する検討会報告書
- ・ がん対策推進アクションプラン2005
- ・ 健康日本21

1. 目的

がん対策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という）は、がん対策基本法第一条に示された目的と第二条に示された基本理念を踏まえ、我が国におけるがん対策を計画的に推進することにより、予防、早期発見、適時・適切な情報及び医療の提供等の充実により、避け得るがん死亡者数の減少とがん患者及び家族等の精神的及び身体的苦痛の軽減を図ることを目的とする。

また、可能な限り早期に成果を得ることができるように、効果的、効率的な施策の実施と充実を図るために、実施すべき施策の優先順位とともに、その実施主体及び実施責任者を示すものである。

2. 根拠法令

がん対策基本法（平成十八年六月二十三日法律第九十八号）第九条

3. 計画期間

平成20年度から平成24年度までの5か年とし、平成22年度を中間評価年度とする。

4. 計画内容

実施すべき対策の内容と実施主体、到達すべき目標等については、別表のとおりとする。

5. 進行管理

基本計画の着実な推進を図るため、各実施主体は中間評価年度において目標達成の状況を把握し、未達成の事項（特に重点施策）について、以下に示す内容を厚生労働大臣に提出すること。厚生労働大臣は遅滞なく国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

- 1) 未達成の事項
- 2) 達成状況
- 3) 未達成となった原因
- 4) 計画期間内に達成するための方策

さらに、がん対策推進協議会は、策定された基本計画に基づく実施計画の策定や改定、進捗管理、評価を行うことで、次期計画策定に向けた検討を行う必要があることから、以下の各段階において継続的に開催するとともに、必要な調査検討を行うための委員会等を設置すること。

- 1) 関議決定の報告

- 2) 都道府県がん対策推進計画の策定状況の報告
 - 3) 基本計画実施の中間報告
 - 4) 各委員会の検討の進捗状況の報告
 - 5) 基本計画の達成状況の評価の報告
- 等

6. 留意点

都道府県がん対策推進計画、地域ケア構想、第五次医療計画、医療費適正化計画及び健康増進計画（以下「都道府県計画等」という）については、相互に整合性を図りつつ推進する必要があるものである。都道府県計画等は各都道府県において一義的に策定されるものではあるが、その策定及び実施に当たっては、都道府県はもちろんのこと、国、医療保険者、医師等、国民（以下「基本計画関係者」という。）は、がん対策基本法に規定された各々の責務と基本計画に則り、都道府県計画等への支援、協力、連携等を推進しなければならない。

7. 次期計画

平成 25 年度を開始年度とする次期基本計画の策定に向け、政府は平成 24 年度中に、各施策の達成状況（達成状況は中間評価等を踏まえた予想値により把握）、未達成施策の原因分析、新たな課題等について把握するとともに、国民からの意見募集を行うこととし、十分な時間的余裕をもって本協議会を開催すること。